

広島県告示第八百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所（東広島支所）において、平成二十一年十月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道追賀田万里線	竹原市田万里町字東鑄師原一七五八番一地从先から竹原市田万里町字胡ヶ丸三二五番一地从先まで	平成二十二年九月二十四日